

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>千葉市土木工事共通仕様書</p> <p>平成20年 7月15日改定 平成22年 4月 1日改定 平成23年10月 1日改定 平成29年 4月 1日改定 平成30年 7月31日改定 令和 元年 4月 1日改定 令和 2年10月 1日改定 令和 3年10月 1日改定 令和 4年10月 1日改定 令和 5年10月 1日改定 令和 6年 4月 1日改定 令和 6年10月 1日改定 令和 7年 4月 1日改定</p>	<p>千葉市土木工事共通仕様書</p> <p>平成20年 7月15日改定 平成22年 4月 1日改定 平成23年10月 1日改定 平成29年 4月 1日改定 平成30年 7月31日改定 令和 元年 4月 1日改定 令和 2年10月 1日改定 令和 3年10月 1日改定 令和 4年10月 1日改定 令和 5年10月 1日改定 令和 6年 4月 1日改定 令和 6年10月 1日改定 令和 7年 4月 1日改定 令和 7年10月 1日改定</p>	

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
	<p>第1編 共通編 第1章 総則 <u>1-1-5 ウィークリースタンス</u> 監督職員及び受注者は、「<u>ウィークリースタンス</u>」の実施に努める。<u>ウィークリースタンス</u>とは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>	追加
1-1-5 施工計画書 1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録 1-1-7 監督職員 1-1-8 工事用地等の使用 1-1-9 工事着手 1-1-10 工事の下請負 1-1-11 施工体制台帳 1-1-12 受発注者間の情報共有 1-1-13 受注者相互の協力 1-1-14 調査・試験に対する協力 5. 低入札価格調査 (2) 第1編1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	1-1-6 施工計画書 1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録 1-1-8 監督職員 1-1-9 工事用地等の使用 1-1-10 工事着手 1-1-11 工事の下請負 1-1-12 施工体制台帳 1-1-13 受発注者間の情報共有 1-1-14 受注者相互の協力 1-1-15 調査・試験に対する協力 5. 低入札価格調査 (2) 第1編 1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	修正
1-1-15 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、第1編 1-1-43 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1-1-16 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、第1編 1-1-45 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
1-1-16 設計図書の変更 1-1-17 工期変更 1-1-18 支給材料及び貸与品 1-1-19 工事現場発生品 1-1-20 建設副産物 <p>受注者は、請負金額 1,000 千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、電子データ（建設副産物情報交換システム－COBRIS－）とともに監督職員に提出しなければならない。</p>	1-1-17 設計図書の変更 1-1-18 工期変更 1-1-19 支給材料及び貸与品 1-1-20 工事現場発生品 1-1-21 建設副産物 <p>受注者は、請負金額 1,000 千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、電子データ（コブリス・プラス）とともに監督職員に提出しなければならない。</p>	
1-1-21 工事完成図 1-1-22 工事完成検査	1-1-22 工事完成図 1-1-23 工事完成検査	修正
1-1-24 部分使用 1-1-25 施工管理 1-1-26 履行報告 1-1-27 週休二日の対応 <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</p>	1-1-25 部分使用 1-1-26 施工管理 1-1-27 履行報告 1-1-28 週休二日の対応 <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p>	修正
1-1-28 工事関係者に対する措置請求 1-1-29 工事中の安全確保 1-1-30 爆発及び火災の防止 1-1-31 後片付け 1-1-32 事故報告書	1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-30 工事中の安全確保 1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-32 後片付け 1-1-33 事故報告書	
1-1-33 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業において表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとし	1-1-34 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業において表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
て「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年 <u>2</u> 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 <u>1</u> 号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年 <u>4</u> 月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第 <u>3</u> 号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	
1-1-34 文化財の保護	1-1-35 文化財の保護	修正
1-1-35 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月改正 内閣府・国土交通省令第 <u>1</u> 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1-1-36 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 <u>6</u> 年 <u>7</u> 月改正 内閣府・国土交通省令第 <u>4</u> 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	修正 更新
14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月	14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年 <u>7</u> 月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 <u>6</u> 年 <u>9</u> 月改正	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
改正 政令第54号) 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	政令第272号) 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	
1-1-36 施設管理	1-1-37 施設管理	修正
<p>1-1-37 諸法令の遵守</p> <p>(4) 労働基準法(令和2年7月改正 法律第14号)</p> <p>(8) 雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(10) 健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)</p> <p>(14) 道路法(令和3年3月改正 法律第9号)</p> <p>(15) 道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)</p> <p>(17) 道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法(令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21) 海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(26) 航空法(令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(29) 森林法(令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(39) 砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(42) 測量法(令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(43) 建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)</p> <p>(44) 都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48) 海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(51) 船員法(令和3年6月改正 法律第75号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正法律第59号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3</p>	<p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>(4) 労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)</p> <p>(8) 雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(10) 健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)</p> <p>(14) 道路法(令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(15) 道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)</p> <p>(17) 道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(20) 河川法(令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(21) 海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(26) 航空法(令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(29) 森林法(令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(39) 砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(42) 測量法(令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(43) 建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)</p> <p>(44) 都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)</p> <p>(48) 海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(51) 船員法(令和6年5月改正 法律第42号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年</p>	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>年5月改正 法律第37号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)</p> <p>(68)所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)</p> <p>(70)船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)</p> <p>(71)著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72)電波法(令和4年12月改正 法律第93号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79)警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)</p>	<p>6月改正 法律第54号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)</p> <p>(70)船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(71)著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)</p> <p>(72)電波法(令和5年12月改正 法律第87号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(79)警備業法(令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第53号)</p>	
<p>1-1-38 官公庁等への手続等</p> <p>1-1-39 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1-1-40 工事測量</p> <p>1-1-41 不可抗力による損害</p>	<p>1-1-39 官公庁等への手続等</p> <p>1-1-40 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1-1-41 工事測量</p> <p>1-1-42 不可抗力による損害</p>	修正
<p>1-1-42 特許権等</p> <p>3.著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p>1-1-43 特許権等</p> <p>3.著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	更新
<p>1-1-43 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1-1-44 臨機の措置</p> <p>1-1-45 公共工事等における新技術活用の促進</p> <p>1-1-46 石綿使用の有無</p>	<p>1-1-44 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1-1-45 臨機の措置</p> <p>1-1-46 公共工事等における新技術活用の促進</p> <p>1-1-47 石綿使用の有無</p>	修正
<p>第2章 土工</p> <p>第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工</p>	<p>第2章 土工</p> <p>第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工</p>	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	
6. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	6. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	修正
第4節 道路土工 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない	第4節 道路土工 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	修正
10. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	10. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	修正
2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。	2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-26施工管理第8項の規定による。	修正
3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	基準との整合

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-3-4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート 再生骨材の品質は表2-12の規格に適合するものとする。	第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-3-4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	修正
表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	修正
	表2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	追加
2-3-5 フィラー 2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲 石灰岩を粉碎した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-13の規格に適合するものとする。	2-3-5 フィラー 2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲 石灰岩を粉碎した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-14の規格に適合するものとする。	修正
表2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉碎した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-14の規格に適合するものとする。	表2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉碎した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-15の規格に適合するものとする。	修正
表2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉碎した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉碎した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	修正
2-3-6 安定材 1. 漆喰材料の品質 漆喰安定処理に使用する漆喰材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2-3-6 安定材 1. 漆喰材料の品質 漆喰安定処理に使用する漆喰材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	修正
表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	表2-16 舗装用石油アスファルトの規格	修正
表2-16 石油アスファルト乳剤の規格	表2-17 石油アスファルト乳剤の規格	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
第6節 セメント及び混和材料 2-6-2 セメント 1. 適用規格 セメントは表2-17の規格に適合するものとする。	第6節 セメント及び混和材料 2-6-2 セメント 1. 適用規格 セメントは、表2-18の規格に適合するものとする。	修正
表2-17 セメントの種類	表2-18 セメントの種類	修正
3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-18の規格に適合するものとする。	3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。	修正
表2-18 普通ポルトランドセメントの品質	表2-19 普通ポルトランドセメントの品質	修正
第8節 漆青材料 2-8-1 一般漆青材料 1. 適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6 安定剤の表2-15の規格に適合するものとする。	第8節 漆青材料 2-8-1 一般漆青材料 1. 適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6 安定材の表2-16の規格に適合するものとする。	修正
2. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-19の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-20の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	修正
表2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	表2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	修正
3. セミブローンアスファルト セミブローンアスファルトは、表2-20の規格に適合するものとする。	3. セミブローンアスファルト セミブローンアスファルトは、表2-21の規格に適合するものとする。	修正
表2-20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	表2-21 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	修正
4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2-22の規格に適合するものとする。	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-23の規格に適合するものとする。	修正
表2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	表2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
表 2-22 硬質アスファルトの標準的性状	表 2-23 硬質アスファルトの標準的性状	修正
5. 石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は表 2-16、表 2-23 の規格に適合するものとする。	5. 石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表 2-16、表 2-24 の規格に適合するものとする。	修正
表 2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	表 2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	修正
6. グースアスファルトに用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表 2-21 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	6. グースアスファルトに用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表 2-22 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	修正
7. グースアスファルト グースアスファルトは表 2-22 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	7. グースアスファルト グースアスファルトは、表 2-23 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	修正
2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-24、表 2-25、表 2-26 の規格に適合するものとする。	2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-25、表 2-26、表 2-27 の規格に適合するものとする。	修正
表 2-24 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）	表 2-25 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）	修正
表 2-25 再生用添加剤の品質（オイル系）	表 2-26 再生用添加剤の品質（オイル系）	修正
表 2-26 再生用添加剤の標準的性状	表 2-27 再生用添加剤の標準的性状	修正
第12節 道路標識及び区画線 2-12-1 道路標識 (4)反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスピーブをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスピーブをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-27、表 2-28 に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-27、表 2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	第12節 道路標識及び区画線 2-12-1 道路標識 (4)反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスピーブをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスピーブをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-28、表 2-29 に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-28、表 2-29 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
表 2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	表 2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能	修正
表 2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	表 2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	修正
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 輔装再生便覧 (平成22年11月) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)	第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 日本道路協会 輔装再生便覧 (令和6年3月) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)	更新
第3節 共通的工種 2-3-25 銘板工 1. 一般事項 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならぬ。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	第3節 共通的工種 2-3-25 銘板工 1. 一般事項 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならぬ。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	修正
第6節 一般舗装工 2-6-3 アスファルト舗装の材料 11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-22、表2-23の規格に適合するものとする。	第6節 一般舗装工 2-6-3 アスファルト舗装の材料 11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-3-3 5. 鉄構スラグの規格(路盤材用)の表2-10 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4 アスファルト用再生骨材の表2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-13 圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	追加
表 2-22 鉄鋼スラグの品質規格		削除

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<u>表 2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</u>		削除
15. 適用規格（再生アスファルト（2）） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。	15. 適用規格（再生アスファルト（2）） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、令和6年3月）による	更新
20. 適用規定（加熱アスファルト） アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 2-23、表 2-24 の規格に適合するものとする。	20. 適用規定（加熱アスファルト） アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 2-21、表 2-22 の規格に適合するものとする。	修正
21. マーシャル安定度試験 表 2-23、表 2-24 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	21. マーシャル安定度試験 表 2-21、表 2-22 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	修正
<u>表 2-24 マーシャル安定度試験基準値</u>	<u>表 2-21 マーシャル安定度試験基準値</u>	修正
<u>表 2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲</u>	<u>表 2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲</u>	修正
2-6-7 アスファルト舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 2-25 の規格によるものとする。	2-6-7 アスファルト舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 2-23 の規格による。	修正
<u>表 2-25 安定処理路盤の品質規格</u>	<u>表 2-23 安定処理路盤の品質規格</u>	修正
4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (2) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2-26 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2-24 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	修正
<u>表 2-26 マーシャル安定度試験基準値</u>	<u>表 2-24 マーシャル安定度試験基準値</u>	修正
2-6-8 半たわみ性舗装工 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規	2-6-8 半たわみ性舗装工 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「ア	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
定「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定「舗装再生便覧第2章 2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	スマルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7 施工（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
2-6-9 排水性舗装工 2. 適用規定(2) 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	2-6-9 排水性舗装工 2. 適用規定(2) 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	更新
3. バインダ（アスファルト）の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表 2-28 の標準的性状を満足するものでなければならない。 表 2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3. バインダ（アスファルト）の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表 2-25 の標準的性状を満足するものでなければならない。 表 2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	修正
4. タックコートに用いる瀝青材 タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKRT）を使用することとし、表 2-29 の標準的性状を満足するものでなければならない。 表 2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	4. タックコートに用いる瀝青材 タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表 2-26 の標準的性状を満足するものでなければならない。 表 2-26 アスファルト乳剤の標準的性状	修正
5. ポーラスアスファルト混合物の配合 ポーラスアスファルト混合物の配合は表 2-29 を標準とし、表 2-30 に示す目標値を満足するように決定する。 表 2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 表 2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	5. ポーラスアスファルト混合物の配合 ポーラスアスファルト混合物の配合は表 2-27 を標準とし、表 2-28 に示す目標値を満足するように決定する。 表 2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 表 2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値	修正
8. 施工工程 受注者は、第1編 1-1-4 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工行程を記載するものとする。	8. 施工工程 受注者は、第1編 1-1-6 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
2-6-11 ゲースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 (2)接着剤の規格は表 2-31、表 2-32 を満足するものでなければならぬ。 表 2-31 接着剤の規格鋼床版用	2-6-11 ゲースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 (2)接着剤の規格は表 2-29、表 2-30 を満足するものでなければならない。 表 2-29 接着剤の規格鋼床版	修正
表 2-32 接着剤の規格コンクリート床版用 8. ゲースアスファルトの示方配合 (1)骨材の標準粒度範囲は表 2-33 に適合するものとする。 表 2-33 骨材の標準程度範囲 (2)標準アスファルト量の規格は表 2-34 に適合するものとする。	表 2-30 接着剤の規格コンクリート床版用 8. ゲースアスファルトの示方配合 (1)骨材の標準粒度範囲は表 2-31 に適合するものとする。 表 2-31 骨材の標準粒度範囲 (2)標準アスファルト量の規格は表 2-32 に適合するものとする。	修正
表 2-34 標準アスファルト量 9. 設計アスファルト量の決定 (1)示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表 2-35 の基準値を満足するものでなければならない。 表 2-35 アスファルトプラントにおけるダースアスファルト混合物の基準値	表 2-32 標準アスファルト量 9. 設計アスファルト量の決定 (1)示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表 2-33 の基準値を満足するものでなければならない。 表 2-33 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値	修正
11. 混合物の製造 (1)アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表 2-36 を満足するものとする。 表 2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	11. 混合物の製造 (1)アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表 2-34 を満足するものとする。 表 2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	修正
13. 目地工の施工 (4)成形目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 2-37 の規格を満足するものでなければならない。 表 2-37 目地材の規格	13. 目地工の施工 (4)成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 2-35 の規格を満足するものでなければならない。 表 2-35 目地材の規格	修正
(3)下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 2-38、表 2-39 の規格に適合するものとする。 表 2-38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表 2-39 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	(3)下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 2-36、表 2-37 の規格に適合するものとする。 表 2-36 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表 2-37 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2-40 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2-38 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	修正
表 2-40 マーシャル安定度試験基準値	表 2-38 マーシャル安定度試験基準値	修正
6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 2-41 の規格に適合するものとする。	6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 2-39 の規格に適合するものとする。	修正
表 2-41 コンクリートの配合基準	表 2-39 コンクリートの配合基準	修正
7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 2-42 の許容誤差の範囲内とする。	7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 2-40 許容誤差の範囲内とする。	修正
表 2-42 計量誤差の許容値	表 2-40 計量誤差の許容値	修正
9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-4 第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1-1-6 第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	更新
12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-4 第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。 ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-6 第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	修正
13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 2-34、表 2-35 に適合するも	13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 2-36、表 2-37 に適合するものとす	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>のとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>(4)受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2 配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-43によるものとする。</p>	<p>る。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>(4)受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2 配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-41によるものとする。</p>	修正
表2-43 示方配合表	表2-41 示方配合表	修正
<p>14. コンクリート舗装目地の規定</p> <p>(9)注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-44を標準とする。</p>	<p>14. コンクリート舗装目地の規定</p> <p>(9)注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-42を標準とする。</p>	修正
表2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	表2-42 注入目地材(加熱施工式)の品質	修正
<p>第9節 構造物撤去工</p> <p>2-9-14 骨材再生工</p> <p>1. 骨材再生工の施工</p> <p>骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-18建設副産物の規定による。</p>	<p>第9節 構造物撤去工</p> <p>2-9-14 骨材再生工</p> <p>1. 骨材再生工の施工</p> <p>骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-21建設副産物の規定による。</p>	修正
<p>2-9-15 運搬処理工</p> <p>1. 工事現場発生品の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-17工事現場発生品の規定による。</p>	<p>2-9-15 運搬処理工</p> <p>1. 工事現場発生品の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-20工事現場発生品の規定による。</p>	修正
<p>2. 建設副産物の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-18建設副産物の規定による。</p>	<p>2. 建設副産物の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-21建設副産物の規定による。</p>	修正
<p>第10節 仮設工</p> <p>2-10-5 土留・仮締切工</p>	<p>第10節 仮設工</p> <p>2-10-5 土留・仮締切工</p>	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。	3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	
2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	更新
第12節 工場製作工（共通） 2-12-2 材料 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表2-45に従って設定しなければならない。	第12節 工場製作工（共通） 2-12-2 材料 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表2-43に従って設定しなければならない。	修正
表2-45 溶接材料区分	表2-43 溶接材料区分	修正
4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-46に従って乾燥させなければならない。	4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-44に従って乾燥させなければならない。	修正
表2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	表2-44 溶接棒乾燥の温度と時間	修正
5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-47に従って乾燥させなければならない。	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-45に従って乾燥させなければならない。	修正
表2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	表2-45 フラックスの乾燥の温度と時間	修正
7. 工場塗装工の材料 (4) 受注者は、塗料の可使時間は、表2-48の基準を遵守しなければならない。	7. 工場塗装工の材料 (4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表2-46の基準を遵守しなければならない。	修正
表2-48 塗料の可使時間	表2-46 多液形塗料の可使時間	修正
2-12-3 枝製作工 1. 製作加工	2-12-3 枝製作工 1. 製作加工	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
(2) 工作 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2-49 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006% を越えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができます。	(2) 工作 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2-47 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006% を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができます。	
表 2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	表 2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	修正
(8) 予熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 範囲の母材を表 2-51 の条件を満たす場合に限り、表 2-50 により予熱することを標準とする。 なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 2-52 とする。	(8) 予熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm範囲の母材を表 2-49 の条件を満たす場合に限り、表 2-48 により予熱することを標準とする。 なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 2-50 とする。	修正
表 2-50 予熱温度の標準	表 2-48 予熱温度の標準	修正
表 2-51 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件	表 2-49 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件	修正
表 2-52 PCM 値と予熱温度の標準	表 2-50 PCM 値と予熱温度の標準	修正
(11) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 2-53 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。	(11) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 2-51 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。	修正
表 2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	表 2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	修正
② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表 2-54 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表 2-52 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	修正
表 2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表 2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。補修方法は、表 2-55 に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。補修方法は、表 2-53 に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	修正
表 2-55 欠陥の補修方法	表 2-53 欠陥の補修方法	修正
(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 2-56 によるものとする。	(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 2-54 によるものとする。	修正
表 2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	表 2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	修正
2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 2-57 に示すとおりとする。	2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 2-55 に示すとおりとする。	修正
表 2-57 ボルト孔の径	表 2-55 ボルト孔の径	修正
(2) ボルト孔の径の許容差は、表 2-58 に示すとおりとする。	(2) ボルト孔の径の許容差は、表 2-56 に示すとおりとする。	修正
表 2-58 ボルト孔の径の許容差	表 2-56 ボルト孔の径の許容差	修正
(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 2-59 のとおりにしなければならない。	(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 2-57 のとおりにしなければならない。	修正
表 2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率	表 2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率	修正
2-12-8 アンカーフレーム製作工 2. アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 2-58 によらなければならない。	2-12-8 アンカーフレーム製作工 2. アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 2-58 によらなければならない。	修正
表 2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度	表 2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度	修正
2-12-11 工場塗装工 3. 気温、湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表 2-60 の塗装禁止条件に該当する場	2-12-11 工場塗装工 3. 気温湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表 2-59 の塗装禁止条件に該当する場	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	
表 2-61 塗装禁止条件	表 2-59 塗装禁止条件	修正
第18節 床版工 2-18-2 床版工 (11) 工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編 1-1-28 後片付け)を行なわなければならない。	第18節 床版工 2-18-2 床版工 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編 1-1-32 後片付け)を行わなければならない。	修正
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	更新
第2章 浚渫（河川） 第4節 浚渫工（グラブ船） 2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編 1-1-4 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	第2章 浚渫（河川） 第4節 浚渫工（グラブ船） 2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編 1-1-6 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	修正
第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和5年10月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和5年3月)	第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和6年5月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和6年3月)	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	更新
第3節 工場製作工 4-3-8 鋳造費 受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)によらなければならない。	第3節 工場製作工 4-3-8 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25 銘板工の規定による。	修正
第5章 壁 第1節 適用 5. 適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和5年3月)の規定による。	第5章 壁 第1節 適用 5. 適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	更新
第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	更新
第6章 排水機場 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	第6章 排水機場 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	更新
第7章 床止め・床固め 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	第7章 床止め・床固め 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	更新
第8編 砂防編 第3章 斜面対策 第4節 法面工 3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板) 1. PC法枠工の施工 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-4 施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	第8編 砂防編 第3章 斜面対策 第4節 法面工 3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板) 1. PC法枠工の施工 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-6 施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	修正
第10編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき基準 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月)	第10編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき基準	一部削除

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>第7節 摊壁工 1-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、摊壁工の施工にあたっては、「道路土工—摊壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 摊壁工 1-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、摊壁工の施工にあたっては、「道路土工-摊壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	一部削除
<p>第2章 補装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 補装再生便覧(平成22年12月)</p>	<p>第2章 補装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 補装再生便覧 (令和6年3月)</p>	更新
<p>第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 4-3-11 鋳造費 橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。</p>	<p>第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 4-3-11 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第3編 2-3-25 銘板工の規定による。</p>	修正
<p>5-3-7 鋳造費 橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。</p>	<p>第5章 コンクリート橋上部 第3節 工場製作工 5-3-7 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第3編 2-3-25 銘板工の規定による。</p>	修正
<p>第6章 トンネル(NATM) 第2節 適用すべき諸基準 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)</p>	<p>第6章 トンネル(NATM) 第2節 適用すべき諸基準 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(令和6年3月)</p>	更新
<p>第6節 インバート工 6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-23 施工管理第8項の規定による。</p>	<p>第6節 インバート工 6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-26 施工管理第8項の規定による。</p>	修正
第8節 坑門工	第8節 坑門工	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
6-8-6 銘板工 2. 標示板の材質 <u>受注者は、標示板の材質は JIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図 6-2 を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u>	6-8-6 銘板工 2. 標示板の材質 <u>標示板に用いる材質は、第 3 編 2-3-25 銘板工の規定による。なお、両坑口に図 10-6-2 を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u>	
第 7 章 コンクリートシェッド 第 6 節 シェッド付属物工 7-6-5 銘板工 2. 銘板の材質 <u>銘板の材質は JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。</u>	第 7 章 コンクリートシェッド 第 6 節 シェッド付属物工 7-6-5 銘板工 2. 銘板の材質 <u>銘板に用いる材質は、第 3 編 2-3-25 銘板工の規定による。</u>	修正
第 8 章 鋼製シェッド 第 7 節 シェッド付属物工 8-7-5 銘板工 2. 銘板の材質 <u>銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。</u>	第 8 章 鋼製シェッド 第 7 節 シェッド付属物工 8-7-5 銘板工 2. 銘板の材質 <u>銘板に用いる材質は、第 3 編 2-3-25 銘板工の規定による。</u>	修正
第 14 章 道路維持 第 1 節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第 1 編総則 1-1-42 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	第 14 章 道路維持 第 1 節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第 1 編総則 1-1-45 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	修正
第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装再生便覧(平成 22 年 12 月)	第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月)	更新
第 4 節 舗装工 14-4-7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 (3)最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31 年 3 月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安	第 4 節 舗装工 14-4-7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 (3)最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31 年 3 月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求	変更

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならぬ。	め、監督職員の承諾を得なければならない。	
2. 路上表層再生工 (2) 室内配合 ①受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編 2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 2-24 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2. 路上表層再生工 (2) 室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編 2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 2-21 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	修正
(3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編 2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 2-24 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。	(3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編 2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 2-21 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。	修正
第15章 雪寒 第3節 除雪工 2. 施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編 1-1-4 施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	第15章 雪寒 第3節 除雪工 2. 施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編 1-1-6 施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	修正
第16章 道路修繕 第1節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則 1-1-42 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	第16章 道路修繕 第1節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則 1-1-45 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	修正
第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>16-24-4 RC 橋脚鋼板巻立て工</p> <p>27. 騒音と粉じん</p> <p>受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-30 環境対策の規定によらなければならない。</p>	<p>16-24-4 RC 橋脚鋼板巻立て工</p> <p>27. 騒音と粉じん</p> <p>受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-34 環境対策の規定によらなければならない。</p>	修正
<p>16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6. 騒音と粉じん対策</p> <p>施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則 1-1-30 環境対策の規定による。</p>	<p>16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6. 騒音と粉じん対策</p> <p>施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-34 環境対策の規定による。</p>	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）				新（令和7年10月）				摘要																																																																																													
表2-4 再生碎石の粒度				表2-4 再生碎石の粒度				修正																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th><th>40~○ (RC-40)</th><th>30~○ (RC-30)</th><th>20~○ (RC-20)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>37.5mm</td><td>95~100</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>31.5mm</td><td>-</td><td>95~100</td><td></td></tr> <tr> <td>26.5mm</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td></tr> <tr> <td>19mm</td><td>50~80</td><td>55~85</td><td>95~100</td></tr> <tr> <td>13.2mm</td><td>-</td><td>-</td><td>60~90</td></tr> <tr> <td>4.75mm</td><td>15~40</td><td>15~45</td><td>20~50</td></tr> <tr> <td>2.36mm</td><td>5~25</td><td>5~30</td><td>10~35</td></tr> </tbody> </table>				粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RC-40)	30~○ (RC-30)	20~○ (RC-20)	ふるい目の開き				53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	-	95~100		26.5mm	-	-	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	-	-	60~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	<table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th><th>40~○ (RC-40)</th><th>30~○ (RC-30)</th><th>20~○ (RC-20)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>53mm</td><td>100</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>37.5mm</td><td>95~100</td><td>100</td><td>-</td></tr> <tr> <td>31.5mm</td><td>-</td><td>95~100</td><td>-</td></tr> <tr> <td>26.5mm</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td></tr> <tr> <td>19mm</td><td>50~80</td><td>55~85</td><td>95~100</td></tr> <tr> <td>13.2mm</td><td>-</td><td>-</td><td>60~90</td></tr> <tr> <td>4.75mm</td><td>15~40</td><td>15~45</td><td>20~50</td></tr> <tr> <td>2.36mm</td><td>5~25</td><td>5~30</td><td>10~35</td></tr> </tbody> </table>	粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RC-40)	30~○ (RC-30)	20~○ (RC-20)	ふるい目の開き				53mm	100	-	-	37.5mm	95~100	100	-	31.5mm	-	95~100	-	26.5mm	-	-	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	-	-	60~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	修正																
粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RC-40)	30~○ (RC-30)	20~○ (RC-20)																																																																																																		
ふるい目の開き																																																																																																					
53mm	100																																																																																																				
37.5mm	95~100	100																																																																																																			
31.5mm	-	95~100																																																																																																			
26.5mm	-	-	100																																																																																																		
19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																																		
13.2mm	-	-	60~90																																																																																																		
4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																																		
2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																																		
粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RC-40)	30~○ (RC-30)	20~○ (RC-20)																																																																																																		
ふるい目の開き																																																																																																					
53mm	100	-	-																																																																																																		
37.5mm	95~100	100	-																																																																																																		
31.5mm	-	95~100	-																																																																																																		
26.5mm	-	-	100																																																																																																		
19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																																		
13.2mm	-	-	60~90																																																																																																		
4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																																		
2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																																		
<p>〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>				<p>〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。←</p>				修正																																																																																													
表2-5 再生粒度調整碎石の粒度				表2-5 再生粒度調整碎石の粒度				修正																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th><th>40~○ (RM-40)</th><th>30~○ (RM-30)</th><th>25~○ (RM-25)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>37.5mm</td><td>95~100</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>31.5mm</td><td>-</td><td>95~100</td><td>100</td></tr> <tr> <td>26.5mm</td><td>-</td><td>-</td><td>95~100</td></tr> <tr> <td>19mm</td><td>60~90</td><td>60~90</td><td>-</td></tr> <tr> <td>13.2mm</td><td>-</td><td>-</td><td>55~85</td></tr> <tr> <td>4.75mm</td><td>30~65</td><td>30~65</td><td>30~65</td></tr> <tr> <td>2.36mm</td><td>20~50</td><td>20~50</td><td>20~50</td></tr> <tr> <td>425μm</td><td>10~30</td><td>10~30</td><td>10~30</td></tr> <tr> <td>75μm</td><td>2~10</td><td>2~10</td><td>2~10</td></tr> </tbody> </table>				粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RM-40)	30~○ (RM-30)	25~○ (RM-25)	ふるい目の開き				53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	-	95~100	100	26.5mm	-	-	95~100	19mm	60~90	60~90	-	13.2mm	-	-	55~85	4.75mm	30~65	30~65	30~65	2.36mm	20~50	20~50	20~50	425μm	10~30	10~30	10~30	75μm	2~10	2~10	2~10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th><th>40~○ (RM-40)</th><th>30~○ (RM-30)</th><th>25~○ (RM-25)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>53mm</td><td>100</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>37.5mm</td><td>95~100</td><td>100</td><td>-</td></tr> <tr> <td>31.5mm</td><td>-</td><td>95~100</td><td>100</td></tr> <tr> <td>26.5mm</td><td>-</td><td>-</td><td>95~100</td></tr> <tr> <td>19mm</td><td>60~90</td><td>60~90</td><td>-</td></tr> <tr> <td>13.2mm</td><td>-</td><td>-</td><td>55~85</td></tr> <tr> <td>4.75mm</td><td>30~65</td><td>30~65</td><td>30~65</td></tr> <tr> <td>2.36mm</td><td>20~50</td><td>20~50</td><td>20~50</td></tr> <tr> <td>425μm</td><td>10~30</td><td>10~30</td><td>10~30</td></tr> <tr> <td>75μm</td><td>2~10</td><td>2~10</td><td>2~10</td></tr> </tbody> </table>	粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RM-40)	30~○ (RM-30)	25~○ (RM-25)	ふるい目の開き				53mm	100	-	-	37.5mm	95~100	100	-	31.5mm	-	95~100	100	26.5mm	-	-	95~100	19mm	60~90	60~90	-	13.2mm	-	-	55~85	4.75mm	30~65	30~65	30~65	2.36mm	20~50	20~50	20~50	425μm	10~30	10~30	10~30	75μm	2~10	2~10	2~10	修正
粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RM-40)	30~○ (RM-30)	25~○ (RM-25)																																																																																																		
ふるい目の開き																																																																																																					
53mm	100																																																																																																				
37.5mm	95~100	100																																																																																																			
31.5mm	-	95~100	100																																																																																																		
26.5mm	-	-	95~100																																																																																																		
19mm	60~90	60~90	-																																																																																																		
13.2mm	-	-	55~85																																																																																																		
4.75mm	30~65	30~65	30~65																																																																																																		
2.36mm	20~50	20~50	20~50																																																																																																		
425μm	10~30	10~30	10~30																																																																																																		
75μm	2~10	2~10	2~10																																																																																																		
粒度範囲 (呼び名)	40~○ (RM-40)	30~○ (RM-30)	25~○ (RM-25)																																																																																																		
ふるい目の開き																																																																																																					
53mm	100	-	-																																																																																																		
37.5mm	95~100	100	-																																																																																																		
31.5mm	-	95~100	100																																																																																																		
26.5mm	-	-	95~100																																																																																																		
19mm	60~90	60~90	-																																																																																																		
13.2mm	-	-	55~85																																																																																																		
4.75mm	30~65	30~65	30~65																																																																																																		
2.36mm	20~50	20~50	20~50																																																																																																		
425μm	10~30	10~30	10~30																																																																																																		
75μm	2~10	2~10	2~10																																																																																																		
<p>〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>				<p>〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。←</p>				修正																																																																																													

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

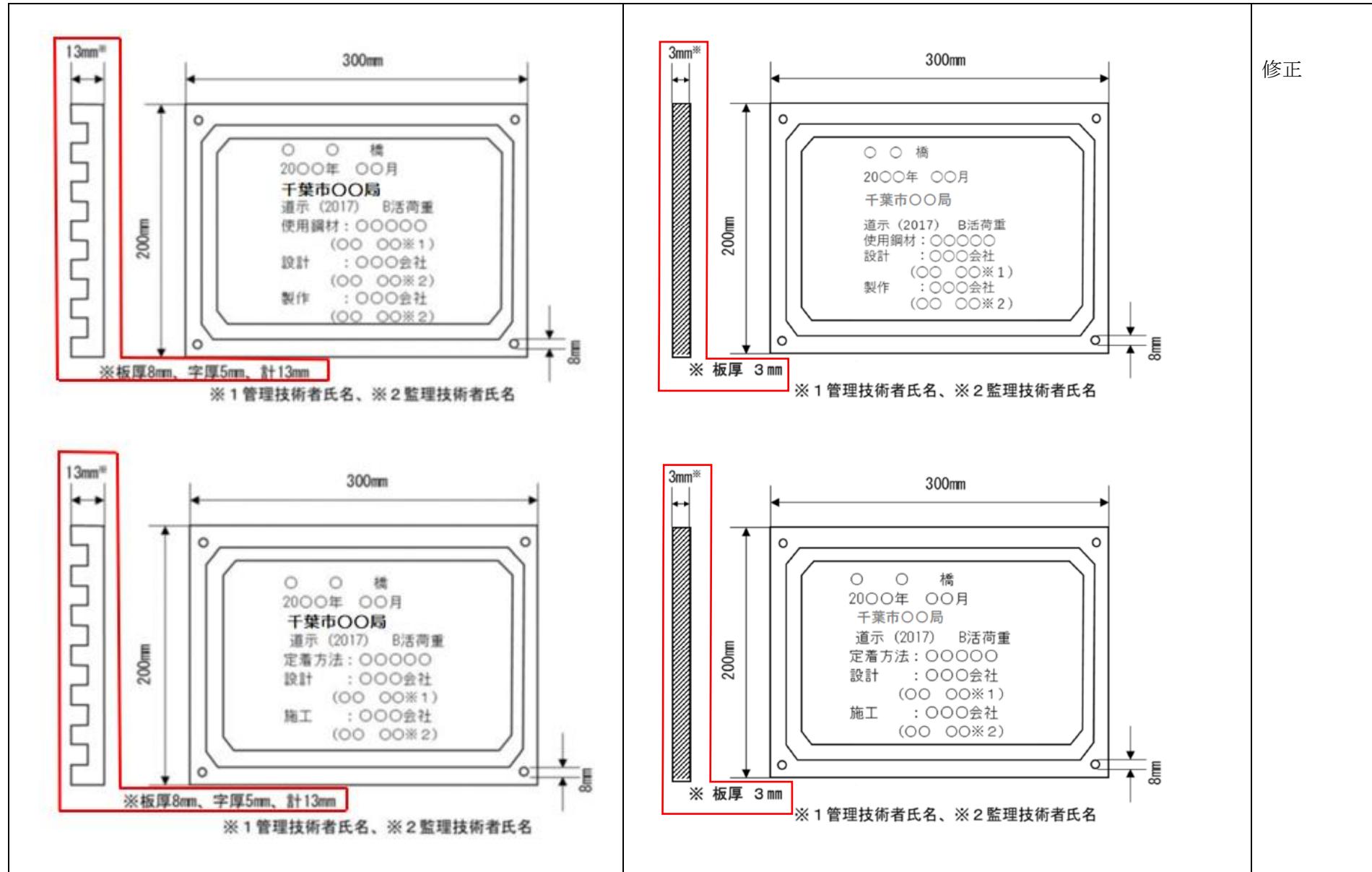
旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要																														
<p>表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮係数</td> <td>MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>〔注5〕骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求め る。</p> <p>〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧縮係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上		圧縮係数	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	<p>表2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>項目</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮係数</td> <td>MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてよい。</p> <p>〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>〔注4〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求め る。</p> <p>〔注5〕アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上		圧縮係数	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	<p>修正</p>
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																														
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上																													
	圧縮係数	MPa/mm	1.70以下																													
骨材の微粒分量	%	5以下																														
項目	目標値																															
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																														
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上																													
	圧縮係数	MPa/mm	1.70以下																													
骨材の微粒分量	%	5以下																														

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要								
	<p style="text-align: center;">表2-13 圧製係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質^④</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目^④</th> <th>目標値^④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量^④ %</td> <td>3.8以上^④</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧製係数^④ (25°C) MPa/mm^④</td> <td>1.70以下^④</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量^④ %</td> <td>5以下^④</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。^④</p> <p>〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒量^④は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてよい。^④</p> <p>〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。^④</p> <p>〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の圧製係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は6%，水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧製試験に供することができない。^④</p> <p>〔注5〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。^④</p> <p>〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。^④</p>	項目 ^④	目標値 ^④	旧アスファルトの含有量 ^④ %	3.8以上 ^④	アスファルトコンクリート再生骨材の圧製係数 ^④ (25°C) MPa/mm ^④	1.70以下 ^④	骨材の微粒分量 ^④ %	5以下 ^④	追加
項目 ^④	目標値 ^④									
旧アスファルトの含有量 ^④ %	3.8以上 ^④									
アスファルトコンクリート再生骨材の圧製係数 ^④ (25°C) MPa/mm ^④	1.70以下 ^④									
骨材の微粒分量 ^④ %	5以下 ^④									

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）								新（令和7年10月）								摘要																																																																																																																																																																																	
表2-15 補装用石油アスファルトの規格								表2-16 補装用石油アスファルトの規格																																																																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>種類 項目</th><th>40~60</th><th>60~80</th><th>80~100</th><th>100~120</th><th>120~150</th><th>150~200</th><th>200~300</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>針入度(25℃) 1/10mm</td><td>40を超える 60以下</td><td>60を超える 80以下</td><td>80を超える 100以下</td><td>100を超える 120以下</td><td>120を超える 150以下</td><td>150を超える 200以下</td><td>200を超える 300以下</td></tr> <tr><td>軟化点 ℃</td><td>47.0~ 55.0</td><td>44.0~ 52.0</td><td>42.0~ 50.0</td><td>40.0~ 50.0</td><td>38.0~ 48.0</td><td>30.0~ 45.0</td><td>30.0~ 45.0</td></tr> <tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr> <tr><td>トルエン 可溶分 %</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr> <tr><td>引火点 ℃</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>240以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td></tr> <tr><td>薄膜加熱量 変化率 %</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>蒸発後の質量 変化率 %</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr> <tr><td>蒸発後の 針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>密度(15℃) g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr> </tbody> </table>	種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超える 60以下	60を超える 80以下	80を超える 100以下	100を超える 120以下	120を超える 150以下	150を超える 200以下	200を超える 300以下	軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm³	1.000以上	1.000以	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<small>〔注1〕 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</small>								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>種類 項目</th><th>40~60</th><th>60~80</th><th>80~100</th><th>100~120</th><th>120~150</th><th>150~200</th><th>200~300</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>針入度(25℃) 1/10mm</td><td>40を超える 60以下</td><td>60を超える 80以下</td><td>80を超える 100以下</td><td>100を超える 120以下</td><td>120を超える 150以下</td><td>150を超える 200以下</td><td>200を超える 300以下</td></tr> <tr><td>軟化点 ℃</td><td>47.0~ 55.0</td><td>44.0~ 52.0</td><td>42.0~ 50.0</td><td>40.0~ 50.0</td><td>38.0~ 48.0</td><td>30.0~ 45.0</td><td>30.0~ 45.0</td></tr> <tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr> <tr><td>トルエン 可溶分 %</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr> <tr><td>引火点 ℃</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>240以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td></tr> <tr><td>薄膜加熱量 変化率 %</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>蒸発後の質量 変化率 %</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr> <tr><td>蒸発後の 針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>密度(15℃) g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr> </tbody> </table>	種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超える 60以下	60を超える 80以下	80を超える 100以下	100を超える 120以下	120を超える 150以下	150を超える 200以下	200を超える 300以下	軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm³	1.000以上	1.000以	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<small>〔注1〕 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</small>																			
	種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																																									
	針入度(25℃) 1/10mm	40を超える 60以下	60を超える 80以下	80を超える 100以下	100を超える 120以下	120を超える 150以下	150を超える 200以下	200を超える 300以下																																																																																																																																																																																									
	軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																																																									
	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																									
	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																									
	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																																									
	薄膜加熱量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																																																									
	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																																									
	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																									
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																																										
密度(15℃) g/cm³	1.000以上	1.000以	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																										
種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																																										
針入度(25℃) 1/10mm	40を超える 60以下	60を超える 80以下	80を超える 100以下	100を超える 120以下	120を超える 150以下	150を超える 200以下	200を超える 300以下																																																																																																																																																																																										
軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																																																										
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																										
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																										
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																																										
薄膜加熱量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																																																										
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																																										
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																										
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																																										
密度(15℃) g/cm³	1.000以上	1.000以	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																										
表2-26 再生用添加剤の標準的性状								表2-27 再生用添加剤の標準的性状								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>項目</th><th>標準的性状</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>動粘度(60℃) mm²/S</td><td>80~1,000</td></tr> <tr><td>引火点 ℃</td><td>250以上</td></tr> <tr><td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td><td>2以下</td></tr> <tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>±3以内</td></tr> <tr><td>密度(15℃) g/cm³</td><td>報告</td></tr> <tr><td>組成(石油学会規格JPI-5S-77-10)</td><td>報告</td></tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動粘度(60℃) mm²/S	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度(15℃) g/cm³	報告	組成(石油学会規格JPI-5S-77-10)	報告																																																																																																																																																																			
項目	標準的性状																																																																																																																																																																																																
動粘度(60℃) mm²/S	80~1,000																																																																																																																																																																																																
引火点 ℃	250以上																																																																																																																																																																																																
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下																																																																																																																																																																																																
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																																																																																																																																																																
密度(15℃) g/cm³	報告																																																																																																																																																																																																
組成(石油学会規格JPI-5S-77-10)	報告																																																																																																																																																																																																
<small>〔注1〕 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</small>								<small>〔注1〕 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とする。</small>																																																																																																																																																																																									



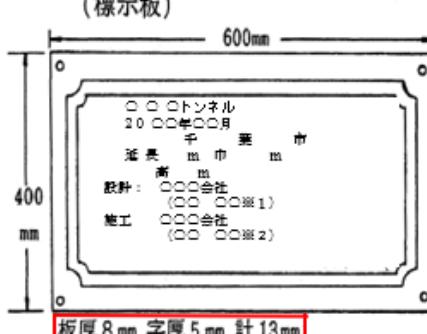
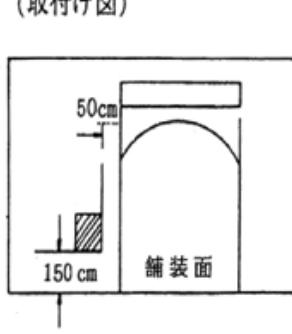
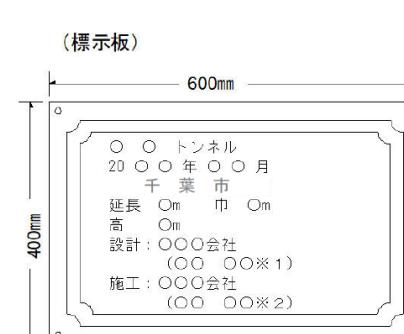
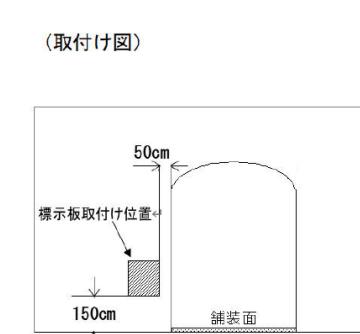
新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）					新（令和7年10月）					摘要																		
線材に要求される性能	表2-11 要求性能の確認方法					表2-10 要求性能の確認方法																						
	項目		確認方法			項目		確認方法																				
			試験方法	試験条件	基準値			試験方法	試験条件	基準値																		
	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	母材の健全性	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ剥離後の母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																					
		強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一端として機能するために必要な強度を有すること	引張試験(JIS G 3547に準拠)		—	引張強さ290N/mm ² 以上																					
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験(JIS G 0584に準拠)	塩化物イオン濃度0ppm 試験時間1,000時間	メッキ残存量30g/m ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験(JIS G 0584に準拠)	塩化物イオン濃度0ppm 試験時間1,000時間	メッキ残存量30g/m ² 以上																		
		線材摩耗試験	回転数20,000回転	回転数20,000回転	回転数20,000回転																							
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																				
		環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと				環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと																				
	上記性能に加えて線材に要求される性能	腐蝕抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	固的摩擦試験または滑的摩擦試験	—	摩擦係数0.90以上	上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線的摩擦試験	—	摩擦係数0.90以上																
腐蝕抵抗(長期性能型)		使用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の滑的摩擦試験または面材摩耗試験の面的摩擦試験	【線材摩耗試験の場合】回転数2,500回転 【面材摩耗試験の場合】回転数100回転	摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)	摩擦抵抗(長期性能型)		摩擦抵抗試験の滑的摩擦試験または面材摩耗試験の面的摩擦試験	【線材摩耗試験の場合】回転数2,500回転 【面材摩耗試験の場合】回転数100回転	摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)																		
<p>[注1] 表2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表2-13）を行うものとする。</p> <p>[注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>																												
<p>[注1] 表2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表2-12）を行うものとする。</p> <p>[注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>																												
表2-22 鉄鋼スラグの品質規格																												
<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>呼び名</th> <th>表乾密度(g/cm³)</th> <th>吸水率(%)</th> <th>すりへり減量(%)</th> <th>水浸膨脹比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラッシャラン 製鋼スラグ</td> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>単粒度製鋼スラグ</td> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table>						材料名	呼び名	表乾密度(g/cm ³)	吸水率(%)	すりへり減量(%)	水浸膨脹比(%)	クラッシャラン 製鋼スラグ	CSS	—	—	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下					
材料名	呼び名	表乾密度(g/cm ³)	吸水率(%)	すりへり減量(%)	水浸膨脹比(%)																							
クラッシャラン 製鋼スラグ	CSS	—	—	50以下	2.0以下																							
単粒度製鋼スラグ	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																							
<p>(注)水浸膨脹比の規格は、3カ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧B014を参照する。</p>																												

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要												
<p>表2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧アスファルトの含有量</th><th>%</th><th>3.8以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの性状</td><td>針入度 1 / 10mm</td><td>20以上</td></tr> <tr> <td></td><td>圧製係数 MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>【注1】アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>【注2】アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>【注3】アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合にはふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>【注4】アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率です。</p> <p>【注5】骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。</p> <p>【注6】アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>【注7】旧アスファルトの性状は、針入度または、圧縮係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度 1 / 10mm	20以上		圧製係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下		削除
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上												
旧アスファルトの性状	針入度 1 / 10mm	20以上												
	圧製係数 MPa/mm	1.70以下												
骨材の微粒分量	%	5以下												

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和7年4月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>(標示板)</p>  <p>(取付け図)</p>  <p>板厚8mm 字厚5mm 計13mm</p> <p>*1 管理技術者氏名、*2 監理技術者等氏名</p>	<p>(標示板)</p>  <p>(取付け図)</p>  <p>板厚3mm</p> <p>*1 管理技術者氏名、*2 監理技術者等氏名</p>	修正